

東京都「日の丸・君が代」強制処分取消事件の

東京地裁不当判決に強く抗議する声明

1 本年3月26日、東京地方裁判所民事第19部（中西茂裁判長）は、卒業式等の国歌斉唱時に校長の職務命令に従わず、起立斉唱・ピアノ伴奏をしなかったために懲戒処分を受けた都立学校の教職員が（2名が停職、1名が減給、171名が戒告）、処分の取消しと国家賠償を求めた2件の事件について、いずれも教職員らの請求をすべて棄却する判決を言い渡した（以下、2つの事件の判決を併せて「本判決」という）。

2 本件は、東京都教育委員会（都教委）が2003年10月23日付けで、卒業式、入学式等の学校行事における国歌斉唱時に教職員に対して、指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、ピアノ伴奏をすること等を命ずる通達（いわゆる10・23通達）を出したことに起因する。この通達に基づいて、すべての都立高校において、校長から教職員らに対して上記命令が職務命令として発令された。そして都教委は、起立・斉唱・ピアノ伴奏を行わなかった教職員らは職務命令に違反したものとして、戒告、減給、停職等の懲戒処分を行った。

この懲戒処分は毎年、卒業式等の度に繰り返され、10・23通達以降、本日まで、職務命令違反として懲戒処分を受けた教職員は、のべ410名にのぼる。

3 本件の原告らは、自己の歴史観・人生観・宗教観等から過去の侵略戦争の象徴であった「日の丸・君が代」に敬意を表することはできないという思い、長年の教育経験に基づき都教委の「日の丸・君が代」一律強制は教育の本質に反するという教師としての信念等から、起立・斉唱・伴奏を行なうことができなかったものである。

このような原告らの真摯な思いは、憲法19条の保障する思想良心の自由として、また憲法23条・26条の保障する教育の自由として、保障されるべきものである。

4 ところが、本判決は、原告らが国歌斉唱時の起立を拒否することは、原告らにとっては思想・良心に基づく一つの選択ではあろうが、一般的には卒業式等の国歌斉唱時に不起立行為等にでることが、原告らの歴史観ないし世界観又は信条と不可分に結びつくものではなく、また、校長の職務命令は、原告らの思想・良心それ自体を否定するものではなく、原告らに対し特定の思想を持つことを強制・禁止したりするものでもないとして、憲法19条に違反しないと判示した。

本判決が「一般的に」という多数者の論理により、原告ら個々人の真摯な思いを安易に憲法19条の保障する思想良心の自由の枠外としてしまったことは、少数者の精神的自由を保障する憲法の理念を踏みにじり、憲法19条を事実上空文化させるものである。

また、本判決は、都教委による10・23通達の発令及びその後の指導についても、改定前教育基本法10条の「不当な支配」に該当するとまでは言えないと判示した。

これは、教育現場における思想の強制がもたらす子どもたちへの将来的影響の大きさを無視するものであり、本判決は、教育に対する行政の不当な介入に対する危機意識をあまりに欠いていると言わざるを得ない。

さらに、本判決が、原告らに対する懲戒処分は、戒告処分のみならず減給処分、停職処分についても、比例原則には反せず、社会観念上著しく妥当を欠くとはいえないと判示した点も極めて不当である。

判決の論理によれば、原告らは自己の思想良心に忠実であるだけで、長期停職すなわち学校現場から排除されてしまうことになるのである。

5 憲法の最後の番人であるはずの裁判所が、このように憲法を軽視した判決を下したことは極めて遺憾である。

私たち自由法曹団及び自由法曹団東京支部は、今回の東京地裁の不当判決に強く抗議するとともに、今後も都教委に対し、「日の丸・君が代」の強制をやめ、繰り返される教職員の懲戒処分をすべて撤回するよう強く求めていくことを表明する。

2009年3月28日

自 由 法 曹 団
常 任 幹 事 会

自 由 法 曹 団 東 京 支 部
幹 事 会